

令和7年6月5日

更生債権者・更生担保権者 各位

更生会社 株式会社タガヤス
管財人 弁護士 山本 幸治

債権届出期限に関するお知らせ

更生会社株式会社タガヤスの会社更生手続(大阪地方裁判所令和7年(ミ)第2号)につきまして、大阪地方裁判所からの令和7年5月15日付け更生手続開始決定により、債権者の皆様から更生債権等のお届出をいただく期間の末日が令和7年6月16日と定められております。

本日現在、債権についてまだお届出いただいていない皆様方は、ご多忙中恐縮ですが、上記期日(必着)までに下記送付先宛てに更生債権届出書・更生担保権届出書をご提出いただきますようお願い申し上げます。

引き続き、本更生手続へのご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

敬具

<送付先>

〒530-0005

大阪市北区中之島三丁目2番4号中之島フェスティバルタワー・ウエスト11階

きっかわ法律事務所 更生会社管財人山本幸治気付

大阪地方裁判所令和7年(ミ)第2号事件書類受領事務担当